

香取市エネルギー価格高騰対策中小企業者支援金

回覧

① エネルギー価格高騰対策中小企業者支援金とは？

エネルギー価格高騰の影響を受けている市内事業者の事業継続を支援するため、事業に用いる電気及びガスの使用料金の一部を支援します。

② 支援金

申請要件を満たす中小企業者（個人事業主含む）※申請は1回限りです。

令和4年と令和3年の光熱費を比較して10万円以上増加した場合、その差額の10%（1,000円未満切捨て上限10万円）を支給します。

本支援金と香取市物価高騰対策農業者支援金、香取市交通事業者支援金又は令和5年度香取市物価高騰対策民間保育施設等支援金の両方を申請することはできません。

③ 申請期間

令和5年7月3日（月）～9月29日（金）【当日消印有効】

④ 申請要件（主なもの）

以下の要件をすべて満たすことが必要

- (1) 中小企業者（個人事業主を含む）のうち、法人の場合は、法人税確定申告書別表一に記載された納税地が香取市である。または代表者住所が香取市であること。個人事業主の場合は、香取市に住所を有する者
- (2) 令和4年分の確定申告又は令和5年度分市県民税申告において、事業収入（売上）があり、今後も継続して、事業活動を行う意思を有する者
- (3) 令和4年12月以前に創業し、令和4年と令和3年の光熱費を比較して10万円以上増加した者
- (4) 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがない
- (5) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守している
- (6) 暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でない

※詳細は、申請要項をご覧ください

⑤ 申請要項の入手方法

(1) 市ホームページからダウンロード

トップページ → 農業・産業 → 商工業の振興 → エネルギー価格高騰対策中小企業者支援金について
URL: http://www.city.katori.lg.jp/nogyo_sangyo/shokogyo/koronadokujisien.html

(2) 市役所（本庁・各支所）、佐原商工会議所及び香取市商工会で入手

郵送先・問い合わせ

〒287-8501 香取市佐原口2127

香取市エネルギー価格高騰対策

検索

エネルギー価格高騰対策サイト

香取市役所 商工観光課 商工企業誘致班 宛

電話 0478-50-1234 又は 0478-50-1212

（午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日を除く）

